

他県林業公社における経営見直しの主な動向

見直しの方向		県名 (実施)	見直しの内容
公社廃止 ・事業廃止	A' 事業廃止ではないが 廃止に近い事例	群馬県 (H23～H25 予定)	<ul style="list-style-type: none"> 民事再生手続きにより、25年度の公社解散を目標に、原則として土地所有者との契約解除を推進 解除できない分収林が残った場合は、別法人による管理を検討 県貸付金の返済不能額について債権を放棄
	公社廃止 ・県営化	B-1 県営化 (破産手続)	—
B-2 県営化 (任意整理手続)		神奈川県 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> 将来の伐採収入で債務のすべてを解消することが困難 公社林の目的を環境保全重視に転換し、県営林との一体的管理による効率化 県が分収林を時価で引き受け (代物弁済)、回収不能額について債権を放棄
		青森県 (H24～H25 予定)	<ul style="list-style-type: none"> 分収造林事業は企業の経営での再生が困難 分収林の持つ地域経済の振興、公益的機能など、公共財としての性格を考慮して県が承継 県が分収林を時価で引き受け (代物弁済)、回収不能額について債権を放棄予定 分収造林事業以外は新法人を設立して事業を継続し、民事再生手続きにより公社を廃止し、県営化
		愛知県 (未定)	<ul style="list-style-type: none"> 法的整理により農林公社を廃止し、県営化 公庫等債務は、県が三セク債を活用して県が一括支払 (県が損失補償を履行)
		広島県 (未定)	<ul style="list-style-type: none"> 民事再生手続きにより農林振興センターを廃止し、県営化 公庫債務は、県が三セク債を活用して県が一括支払 (県が損失補償を履行)
B-3 分収見直し等改革取 組後に県営化 (任意整理手続)		山梨県 (H24～H28 予定)	<ul style="list-style-type: none"> 分収見直し・期間延長に取組み後 (5年後)、公社廃止・県営化 所有者の同意が取れない場合、分収林の持分所有権 (6割) を県が承継して管理 (伐採には所有者の同意が必要) 5年間、公庫等償還金を県が補助 (25億円) した後、公庫等債務 63億円を県が引受け 5年後 (H28年度末) に、県が分収林を時価で引き受け (代物弁済)、回収不能額について債権を放棄
その他		岩手、大分 (H19)	<ul style="list-style-type: none"> 県が分収林を簿価で引き受け (代物弁済)、県営化
		茨城県 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> 公庫の債務を県が引受け、公社林で代物弁済 農林振興公社のため、林業部門のみ廃止し残りの事業は継続
		栃木県 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> 分収造林事業のスキームが成り立たないことから、県営林への統合に合わせて公社を廃止する予定
公社存続		C-1 特定調停後に分収見 直し等経営改善	滋賀県 (H19～H22)
	C-2 分収見直し等経営改 善の中で公的支援	石川県 他 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> 分収割合を見直すなど経営改善を実施して、公社を継続
	その他	岡山県 (H17)	<ul style="list-style-type: none"> 皆伐跡地の再造林が困難な状況から、環境保全重視の経営に転換し、針広混交林へ誘導して土地所有者に返還 県の無利子貸付により公庫等債務を全額繰上償還し、債務の累増防止と利息負担を軽減 公社の経営目的を環境林整備に転換し、毎年10億円を40年間助成
		宮崎県 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 借換えにも使途が拡大された公庫の利用間伐推進資金を活用し、過去の高金利借入金を繰上償還 県が予定していた貸付だけでは資金不足となるため、県と市町村が新たに運営資金10億円を貸付けて支援
		徳島県 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 10年後の県産材倍増や森林の公的管理 (公有林拡大)、協働の森づくりなどの県の施策を展開するための推進機関として公社を存続し、経営規模拡大、分収林の買取り等を実施
		高知県 (H23)	<ul style="list-style-type: none"> 不採算林の分離、分収割合見直し、人件費の削減、民間業者への管理委託の推進等により、公社を存続